

契約違反（工期等）業者指名除外取扱基準

1. 趣旨

工事及び委託業務で請負業者の責めに帰すべき理由により工期等に契約違反があった場合、建設業者等指名除外要綱（平成11年6月21日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この基準による。

2. 実施期日

平成4年4月1日以降に契約を締結した工事及び委託業務から適用する。

3. 実施範囲

契約金額が130万円以上の工事及び委託業務で、工期等に違反があった場合、指名除外の対象とする。

4. 指名除外期間

(1) 竣工期限（履行期限）の1月未満の遅滞	1月
(2) 竣工期限（履行期限）の1月以上2月未満の遅滞	2月
(3) 竣工期限（履行期限）の2月以上3月未満の遅滞	3月
(4) 竣工期限（履行期限）の3月以上の遅滞	4月

5. 指名除外起算日

要綱の定めによる。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。